

川期

被爆の孫が帰国  
 日本国政府の承認  
 した。この孫は、東京市  
 中央区、無国籍者として、  
 東京都に在住し、本人の許  
 願により、北九州小倉市の水  
 産試験場(水産試験場)に  
 入籍した。

アジア局長  
 銀 参事官  
 参事官  
 北東アジア課

韓国人被爆者孫貴達について

43.11.9

北東アジア課

本件に関し、その後の経過を(警備  
 備課 中村幸彦官)に照回したところ幸  
 害関係のとおり。

孫は、広島原爆病院にて精密検査  
 を受けていたところ、8日同病院は孫に  
 原爆症状は認められるとの結論に

達したので、孫にその旨告げたと云ふ。

孫は「原爆病下りいのりる一談も早く

帰りたい旨希望した。 さるに

孫は退去手続の口頭審理をも放棄

したので、同日退去強制(自費)された。

(なお司法手続は、4日に懲役6月執行

猶予2年が確定している。)

孫の帰国については、左下関韓国領事

館は全て了解している由。